

愛知県立大学外国語科目委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、教養教育センター規程第8条第1項第1号の規定に基づき、外国語科目委員会を置き、同条第2項の規定に基づき、委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議・運営する。

- (1) 外国語科目の企画・運営・改善に関すること
- (2) 外国語科目の非常勤講師の任用等に関すること
- (3) 外国語科目の時間割に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教養教育センター長
 - (2) 教養教育センター副センター長
 - (3) 教養教育センター長補佐
 - (4) 外国語学部の各学科（ヨーロッパ学科を除く）及びヨーロッパ学科各専攻並びに外国語学部以外の学部から各1名
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期はその在任期間、第4号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は教養教育センター長をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会等の庶務は、学務課において担当する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。